破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９６号
栃木県栃木市吹上町1389番地３　フォレスト吹上403
債務者　今　　英次
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後１時30分
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０６号
栃木県栃木市惣社町3733番地１
債務者　大沼　勝江
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後１時30分
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０３５号
東京都清瀬市野塩１丁目351番地１ジュネス秋津102号
債務者　杉村　威男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１５７号
神奈川県海老名市中新田２丁目14番35―206号
債務者　フジモト　エバ　エバスコ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５８号
神奈川県海老名市中新田２丁目14番35―206号
債務者　フジモト　ジミー　イー
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１６号
神奈川県綾瀬市吉岡1780番地７
債務者　津田眞理子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４９号
神奈川県大和市南林間５丁目12番12号
債務者　小田　光子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地８　コーポセフィール203
債務者　石川　みさ
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０１号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目２番34号
債務者　糸井　啓益
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０２号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目２番34号、前住所栃木県鹿沼市西鹿沼町113番地２
債務者　糸井　順子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０６号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚896番地３
債務者　髙山　　歩
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０９号
栃木県真岡市荒町３丁目12番地18
債務者　佐藤のり子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０７号
岡山市南区大福662番地31、旧住所岡山市南区万倍41番地１ダイヤモンドハイツＫⅡ201号
債務者　濱野真理子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１４１号
東京都大田区大森東４丁目27―16―202
債務者　小田嶋忠司
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４２号
東京都品川区北品川３丁目11―23―101、住民票上の住所埼玉県所沢市星の宮１丁目８―14
債務者　本田　　甲
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部